

指定小規模多機能型介護事業所 ほんまち家

運 営 規 定

(介 護)

社会福祉法人 敬 羨 会

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（ほんまち家）運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人敬羨会が開設する小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、その居宅、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流にのり、入浴、排泄、食事等の介護その他のに日常生活上の世話をを行うことにより、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 ほんまち家

（2）所在地 府中市府中町759-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管 理 者 1名（常勤相談員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）計 画 担 当 者 1名（常勤介護職員兼務）

計画担当者は、小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する。

（3）生 活 相 談 員 1名（常勤管理者兼務）

生活相談員は、生活援助サービス又は生活全般に係る相談業務を行う。

（4）看 護 職 員 2名（内非常勤1名介護職員兼務）

看護職員は、利用者の健康管理及び健康相談等看護業務を行う。

（5）介 護 職 員 10名 { 内常勤5名(内1名介護支援専門員兼務)、非常勤5名
(内1名看護職員兼務) }

介護職員は、ケアプランに基づき利用者の生活援助サービスを提供する。

（6）ヘルパー 1名（非常勤）

ヘルパーは、ケアプランに基づき訪問介護サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から日曜日までの365日とする。
- (2) 営 業 時 間 (通い) 午前 9 : 00から午後4 : 00までとする。
(宿泊) 午後 4 : 30から午前9 : 30までとする。
(訪問) 24時間
- (3) 人 員 基 準 (日中) 午前 9 : 00から午後7 : 00までとする。
(夜間) (深夜) 午後 7 : 00から午前9 : 00までとする。

(指定小規模多機能型居宅介護の利用定員)

第6条 指定小規模多機能型居宅介護の登録利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は25名とする。(予防を含む)
- (2) 通いの定員は15名とする。(予防を含む)
- (3) 泊まりの定員は9名とする。(予防を含む)

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。(別紙1の1)

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、
路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で
説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は、次のとおりとする。

府中市地域とする。

(サービス利用に当たってはの留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は、喫煙する場合は、決められた場所で喫煙することとする。
- (2) 機器類の使用については、職員の指示又は操作によるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 介護従事者は、小規模多機能型居宅介護を実施中に、利用者の病状急変、その他緊急事態が生じたときは、事業所「緊急マニュアル」を参考に速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難、救出訓練を行うと共に地元消防団と緊密な連携をとる。

(苦情の解決)

第13条 事業者は、事業に対する苦情に適切に対処するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定めるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、介護従事者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他の研修
- (2) 従業者は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことなく保持する。
- (3) 事業所は、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。
- (4) 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し(記録1・2)家族の確認同意を得るものとする。
- (5) この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬養会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、2007年3月1日から施行する。

附 則

この規定は、2007年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2012年3月1日から施行する。

附 則

この規定は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2013年4月1日から施行する。

〈サービスご利用料金表〉

1. 介護保険基準サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 114,300円	要介護 2 163,250円	要介護 3 232,860円	要介護 4 255,970円	要介護 5 281,200円
2. うち、介護保険から給付される金額	102,870円	146,925円	209,574円	230,373円	253,080円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	11,430円	16,325円	23,286円	25,597円	28,120円
4. 宿泊に係る標準自己負担額	500円（1泊）				
5. 食事に係る標準自己負担額	1日 1,380円（朝食240円 昼食620円 夕食520円）				

1. ご契約者の加算サービス利用料金	サービス提供加算（Ⅰ） 利用者の皆様 5,000円	認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ） 対象者の皆様 8,000円 5,000円	看護職員配置加算（Ⅰ） 対象者の皆様 9,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,500円	7,200円 4,500円	8,100円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	500円	800円 500円	900円

☆上記加算について

- ☆サービス提供強化加算（Ⅰ） → 介護福祉士の総数 常勤換算で40%以上
- ☆認知症加算（Ⅰ） → 主治医意見書の認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上
- ☆認知症加算（Ⅱ）
〈要介護度2の方〉 → 主治医意見書の認知症高齢者日常生活自立度Ⅱa以上
- ☆看護職員配置加算（Ⅰ） → 看護職員が専従で1以上配置
- ☆上記以外の加算
- ☆初期加算 → 登録開始1ヶ月間（1日30円）
- ☆介護職員処遇改善加算 → 月の介護保険1割負担額に4.2%を乗じた額

〈サービスご利用料金表〉

1. 介護保険基準サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 44,690円	要支援 2 79,950円
2. うち、介護保険から給付される金額	40,221円	71,955円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	4,469円	7,995円
4. 宿泊に係る標準自己負担額	500円（1泊）	
5. 食事に係る標準自己負担額	1日 1,380円（朝食240円 昼食620円 夕食520円）	

1. ご契約者の加算サービス利用料金	サービス提供加算（1） 利用者の皆様 5,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,500円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	500円

☆上記加算について

☆サービス提供強化加算（1） → 介護福祉士の総数 常勤換算で40%以上

☆上記以外の加算

☆初期加算 → 登録開始1ヶ月間（1日30円）

☆介護職員処遇改善加算（1） → 月の介護保険1割負担額に4.2%を乗じた額